

決議案提出書

議会の議決に付すべき工事請負契約に関連する契約について、適正な措置を求める決議（案）

決議案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

平成30年6月18日

提出者	菅原 正志
賛成者	本間 利博
	鈴木 勝雄
	播磨 博一
	奥山 豊和
	菅原 亀代嗣
	佐藤 忠久
	佐藤 誠洋

横手市議会議長 齋藤 光司 様

理 由

議会の議決に付すべき工事請負契約における関連契約の取り扱いについて、適切な措置を求めるものである。

議会案第3号

議会の議決に付すべき工事請負契約に関連する契約について、適正な措置を求める決議

6月定例会において産業建設常任委員会に付託された「議案第66号 工事請負契約の締結について」の審議において、当該工事から分離発注された付帯工事が既に契約済みであることが明らかになった。

これは、議案となったよこて農業創生大学事業 地域価値創造拠点（狐塚エリア）整備工事（建築工事）の工事請負契約締結の議決を待たずに、付帯工事である機械設備と電気設備の工事請負契約が締結されていたものである。このことは、建築工事議案の可決を前提に付帯工事が発注されていたことに他ならず、仮に議会において建築工事議案が否決された場合、付帯工事の施工が不可能となり、請負者は大きな損害を被る事態も想定される。

当然ながら議会としてはこのことを思量する必要に迫られ、結果として議会が契約を締結することの妥当性を決定する議決権が侵害されるものと判断する。

工事請負契約締結の可決を前提に付帯工事の契約を議決前に締結することは、まさに議会軽視の行為であり議会として容認できるものではない。

以上の理由から、市当局に対し係る事態を改善し適正かつ公平な契約手続きのしくみを構築するよう求めるものである。

以上、決議する。

平成30年6月20日

横手市議会